

○ 議案第118号～議案第124号 内小友財産区管理会財産区管理委員の選任について

※ 内小友財産区管理会財産区管理委員7人（定数7人）の任期が令和5年2月7日をもって満了することから、その後任について次のとおり選任するため、内小友財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

- | | | | |
|---|---------|----------------|--|
| ① | 議案第118号 | 大槻 四郎
(再任) | 大仙市内小友字仙北屋85番地
昭和22年7月21日生 (満75歳) |
| ② | 議案第119号 | 古屋 昇
(再任) | 大仙市内小友字塞ノ神38番地
昭和27年12月28日生 (満69歳) |
| ③ | 議案第120号 | 東海林 繁
(再任) | 大仙市内小友字馬場26番地
昭和29年4月9日生 (満68歳) |
| ④ | 議案第121号 | 中邑 喜勢治
(再任) | 大仙市内小友字九十九沢117番地
昭和26年4月15日生 (満71歳) |
| ⑤ | 議案第122号 | 加藤 伸一
(再任) | 大仙市内小友字元木5番地
昭和37年2月15日生 (満60歳) |
| ⑥ | 議案第123号 | 三浦 茂
(再任) | 大仙市内小友字中伊岡10番地
昭和31年7月27日生 (満66歳) |
| ⑦ | 議案第124号 | 小松 秋廣
(新任) | 大仙市内小友字宮南44番地1
昭和30年10月17日生 (満67歳) |

○ 議案第125号～議案第131号 大川西根財産区管理会財産区管理委員の選任について

※ 大川西根財産区管理会財産区管理委員7人（定数7人）の任期が令和5年2月7日をもって満了することから、その後任について次のとおり選任するため、大川西根財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

- ① 議案第125号 武田 金雄 大仙市大曲西根字元木20番地2
(再任) 昭和23年8月6日生 (満74歳)
- ② 議案第126号 今野 克朗 大仙市蛭川字上屋敷28番地
(再任) 昭和24年1月2日生 (満73歳)
- ③ 議案第127号 三浦 孝雄 大仙市蛭川字上屋敷261番地
(再任) 昭和25年5月5日生 (満72歳)
- ④ 議案第128号 佐藤 和美 大仙市大曲西根字嶋村75番地
(再任) 昭和27年5月9日生 (満70歳)
- ⑤ 議案第129号 進藤 峰晴 大仙市大曲西根字宇津台65番地
(再任) 昭和28年12月8日生 (満68歳)
- ⑥ 議案第130号 佐藤 誠 大仙市大曲西根字杉矢崎82番地
(再任) 昭和33年11月20日生 (満63歳)
- ⑦ 議案第131号 山崎 長清 大仙市大曲西根字鳥居180番地
(新任) 昭和30年1月20日生 (満67歳)

○ 議案第132号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について

※ 欠員が生じている船岡財産区管理会財産区管理委員に渡邊善昭氏を選任するため、協和町（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

- 議案第132号 渡邊 善昭 大仙市協和船岡字合貝45番地80
(新任) 昭和40年4月4日生 (満57歳)
任期：選任の日～令和6年5月18日

○ 議案第133号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 国家公務員の給与改定に倣い、一般職及び会計年度任用職員の給与等を次のとおり改定するものであります。

1 令和4年度の給与改定 【第1条の規定】

- ① 一般職に係る行政職及び医療職の各給料表を平均0.3%引き上げます。
- ② 一般職の勤勉手当を0.1月分（再任用職員は0.05月分）引き上げます。
12月支給割合 0.95月 → 1.05月

区 分	6月期（支給済み）		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	1.200	0.950	1.200	0.950	4.30月
改定後	同上	同上	同上	<u>1.050</u>	<u>4.40月</u>

※ 会計年度任用職員は、期末手当のみの支給（以下同じ。）

2 令和5年度以降の給与改定等 【第2条及び第3条の規定】

- ① 会計年度任用職員に係る行政職、単純労務職及び医療職の各給料表を平均0.3%引き上げます。
- ② 勤勉手当の支給配分を見直します。

区 分	6月期		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	1.200	0.950	1.200	1.050	4.40月
改定後	同上	<u>1.000</u>	同上	<u>1.000</u>	4.40月

- ③ 所要の条文整理（会計年度任用職員給与等条例第26条の改正規定関係）

3 施行期日

- ① 令和4年度の給与改定 公布の日（令和4年4月1日適用）
- ② 令和5年度の給与改定 令和5年4月1日

○ 議案第134号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、議会議員の期末手当を見直すものであります。

1 期末手当の引上げ等

- ① 令和4年度の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げます。【第1条の規定】
12月期支給割合 1.625月 → 1.675月
- ② 令和5年度以降の期末手当の支給配分を見直します。【第2条の規定】

区 分	6月期	12月期	計
①令和4年度 (改定前)	1.625月(支給済み)	1.625月	3.25月
(改定後)	1.625月(支給済み)	<u>1.675月</u>	<u>3.30月</u>
②令和5年度	<u>1.650月</u>	<u>1.650月</u>	3.30月

2 施行期日

- ① 令和4年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日
- ② 令和5年度の期末手当の支給配分の見直し 令和5年4月1日

○ 議案第135号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、市長、副市長、教育長、常勤監査委員並びに上下水道事業
管理者の期末手当を見直すものであります。

1 期末手当の引上げ等

① 令和4年度の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げます。【第1条、第3条、
第5条及び第7条の規定】

12月期支給割合 1.625月 → 1.675月

② 令和5年度以降の期末手当の支給配分を見直します。【第2条、第4条、
第6条及び第8条の規定】

区 分	6月期	12月期	計
①令和4年度 (改定前)	1.625月(支給済み)	1.625月	3.25月
(改定後)	1.625月(支給済み)	<u>1.675月</u>	<u>3.30月</u>
②令和5年度	<u>1.650月</u>	<u>1.650月</u>	3.30月

2 施行期日

① 令和4年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日

② 令和5年度の期末手当の支給配分の見直し 令和5年4月1日

○ 議案第137号 令和4年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

補正額	508千円
補正後の予算総額	8,545,742千円

○ 議案第138号 令和4年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

補正額	△4,937千円
補正後の予算総額	1,077,786千円

○ 議案第139号 令和4年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

補正額	△2,585千円
補正後の予算総額	1,334,314千円

○ 議案第140号 令和4年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

(収益的支出)

補正額	△5,331千円
補正後の予算総額	811,583千円

○ 議案第141号 令和4年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

(収益的支出)

補正額	△4,019千円
補正後の予算総額	1,107,886千円

○ 議案第142号 令和4年度大仙市下水道事業会計補正予算（第2号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

(収益的支出)

補正額	5,199千円
補正後の予算総額	2,847,842千円

(資本的支出)

補正額	△823千円
補正後の予算総額	2,500,033千円

○ 議案第143号 大仙市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を65歳まで引き上げるなどの所要の改正を行うものであります。

- 1 職員の定年を65歳（現行60歳）まで引き上げます。（第3条関係）
- 2 管理監督職の範囲は、大仙市一般職の給与に関する条例（平成17年大仙市条例第54号）第14条第1項に規定する管理職手当を支給する職員とし、管理監督職勤務の上限年齢は、60歳とします。（第6条、第7条関係）
- 3 2により、管理監督職から他の職への降任等を行う際に遵守すべき事項に関する規定を整備します。（第8条関係）
- 4 管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例として、特別な事情がある場合には、引き続き管理監督職のまま勤務させることができることとします。その場合は、任命権者は、あらかじめ職員の同意を得ることとします。（第9条、第10条関係）
- 5 異動期間の延長事由が消滅した場合の措置（第11条関係）
- 6 任命権者は、60歳に達して退職する者（市が加入する一部事務組合及び広域連合の職員を含む。）を短時間勤務の職（定年前再任用短時間勤務職員）として採用することができることとします。（第12条、第13条関係）
- 7 委任規定の整備（第14条関係）
- 8 所要の文言整理（第1条関係）
- 9 定年に関する所要の経過措置（附則第3項から第5項まで関係）

① 定年は、次のように段階的に引き上げます。

期 間	定年年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

② 情報の提供及び勤務の意思の確認

- 10 施行期日 一部を除き公布の日
- 11 所要の経過措置

○ 議案第144号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

※ 地方公務員法が改正され、職員の定年が延長されることに伴い、関係条例において所要の改正を行うものであります。

- 1 大仙市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年大仙市条例第54号）の一部改正【第1条の規定】
 - ① 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、給料表に定める基準給料月額を基に当該職員の勤務時間に応じて支給することとします。（第4条、別表第1及び別表第2関係）
 - ② 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額とします。（附則第20項、第21項関係）
 - ③ 他の職に降任等された職員にあっては、②の規定により受ける給料月額が、降任等の前の給料月額に100分の70を乗じて得た額（基礎給料月額）に達しない職員には、当分の間、給料月額のほか、基礎給料月額との差額を支給するものとします。（附則第22項関係）
 - ④ 所要の条文整理
- 2 大仙市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年大仙市条例第261号）の一部改正【第2条の規定】
- 3 単純な労務に雇用される大仙市職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年大仙市条例第55号）の一部改正【第3条の規定】
- 4 大仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年大仙市条例第36号）の一部改正【第4条の規定】
- 5 大仙市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年大仙市条例第37号）の一部改正【第5条の規定】
- 6 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年大仙市条例第40号）の一部改正【第6条の規定】
- 7 公益的法人等への大仙市職員の派遣等に関する条例（平成17年大仙市条例第41号）の一部改正【第7条の規定】
- 8 大仙市職員の育児休業等に関する条例（平成17年大仙市条例第339号）の一部改正【第8条の規定】
- 9 大仙市人事行政運営等の状況の公表に関する条例（平成18年大仙市条例第23号）の一部改正【第9条の規定】
- 10 外国の地方公共団体の機関等に派遣される大仙市職員の処遇等に関する条例（平成18年大仙市条例第61号）の一部改正【第10条の規定】
- 11 大仙市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年大仙市条例第12号）の一部改正【第11条の規定】
- 12 大仙市職員の再任用に関する条例（平成17年大仙市条例第35号）の廃止【第12条関係】
- 13 施行期日 令和5年4月1日
- 14 所要の経過措置

○ 議案第145号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 消防団音楽隊に音楽監督（指揮者）を置くことに伴い、報酬の額を規定するものであります。

- 1 音楽監督の報酬の額は、年額4万円（隊長級）とします。（別表第2関係）
- 2 施行期日 公布の日（令和4年9月1日適用）

○ 議案第146号 大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

※ 令和5年1月に開始予定の証明書自動交付サービスを活用した印鑑登録証明書の交付手続に関する規定を整備するものであります。

- 1 印鑑登録証明書の交付申請手続について、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）を用いて、マイナンバーカードを利用した本人認証により交付申請ができることとします。（第13条関係）
- 2 施行期日 令和5年1月10日

○ 議案第147号 大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 学校給食センターの配置を次のように見直すものであります。

- 1 太田学校給食センターを廃止し、中仙学校給食センターに機能統合します。あわせて、中仙学校給食センターの名称を東部学校給食センターに改めます。（第2条関係）
- 2 施行期日 令和5年4月1日

○ 議案第148号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 水道事業及び農業集落排水事業を次のように見直すものであります。

- 1 神岡地域の北檜岡地区簡易水道事業を廃止し、神宮寺地区簡易水道事業に統合します。（別表第1関係）
- 2 神岡東部地区農業集落排水事業については、秋田湾・雄物川流域下水道（大曲処理区）に接続することに伴い廃止します。（第2条、別表第3関係）
- 3 施行期日
 - ① 1の北檜岡地区簡易水道事業の廃止 令和5年4月1日
 - ② 2の神岡東部地区農業集落排水施設の廃止 令和5年1月1日

○ 議案第149号 大仙市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

※ 地方公共団体の個人情報保護制度については、これまで、各団体が定める個別の条例により運用されてきましたが、個人情報保護法の改正に伴い、新たな個人情報保護法の下、定義や基本概念等が統一化され、法の規定が地方公共団体の機関（議会を除く。）に一律に適用されることとなりました。

本案は、法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、現行の個人情報保護条例を廃止するものであります。

- 1 趣旨（第1条関係）
- 2 定義（第2条関係）
- 3 登録簿の作成及び公表等（第3条関係）
- 4 開示決定等の期限（第4条関係）
- 5 開示決定等の期限の特例（第5条関係）
- 6 費用の負担（第6条関係）
- 7 開示請求に係る手数料（第7条関係）
- 8 大仙市情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第8条関係）
- 9 委任（第9条関係）
- 10 施行期日 令和5年4月1日
- 11 関係条例の所要の改正等
 - ① 大仙市個人情報保護条例（平成17年大仙市条例第20号）の廃止（附則第2項関係）
 - ② ①の大仙市個人情報保護条例の廃止に伴う所要の経過措置（附則第3項から第5項まで関係）
 - ③ 大仙市情報公開条例（平成17年大仙市条例第18号）の一部改正（附則第6項関係）
 - ④ 大仙市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年大仙市条例第19号）の一部改正（附則第7項関係）
 - ⑤ ④の大仙市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う所要の経過措置（附則第8項関係）
 - ⑥ だいせんまちづくり基本条例（平成28年大仙市条例第20号）の一部改正（附則第9項関係）

○ 議案第150号 大仙市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定について

※ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、行政手続における書面主義の例外としてのオンライン手続の根拠を明確化するとともに、オンライン手続に関し必要な事項を定めるものであります。

- 1 目的（第1条関係）
- 2 定義（第2条関係）
- 3 電子情報処理組織による申請等（第3条関係）
- 4 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係）
- 5 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）
- 6 電磁的記録による作成等（第6条関係）
- 7 適用除外（第7条関係）
- 8 添付書面等の省略（第8条関係）
- 9 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表（第9条関係）
- 10 委任（第10条関係）
- 11 施行期日 公布の日

○ 議案第151号 太田北部墓園の指定管理者の指定について

※ 太田北部墓園の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田北部墓園	大仙市太田町国見字佐幣神160番地、162番地4

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

太田町北部墓園墓地使用者組合
大仙市太田町国見字佐幣神161番地

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年）

○ 議案第152号 太田東部墓園の指定管理者の指定について

※ 太田東部墓園の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田東部墓園	大仙市太田町川口字北千本野1番地332

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

太田町東部墓園墓地使用者組合
大仙市太田町東今泉字壺本木354番地

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年）

○ 議案第153号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について

※ 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」	大仙市大曲中通町6番10号

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社TMO大曲
大仙市大曲通町1番13号

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年）

○ 議案第154号 大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定について

※ 大仙市八乙女交流センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市八乙女交流センター	大仙市長野字長野山88番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

むつみ造園土木株式会社
秋田市山王五丁目13番3号

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年）

○ 議案第155号 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について

※ 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市協和内水面漁業近代化施設 (魚養殖場、釣り堀)	大仙市協和船岡字東兵衛屋敷63番地
大仙市協和広場等利用施設	大仙市協和船岡字東兵衛屋敷地内

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

庄内養殖管理組合
大仙市協和船岡字上庄内70番地

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年)

○ 議案第156号 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について

※ 八乙女温泉さくら荘の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
八乙女温泉さくら荘	大仙市長野字長野山88番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

むつみ造園土木株式会社
秋田市山王五丁目13番3号

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(1年)

○ 議案第157号 神岡中央公園（屋内多目的施設）等の指定管理者の指定について

※ 神岡中央公園（屋内多目的施設）等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
神岡中央公園（屋内多目的施設）	大仙市神宮寺字大坪街道下及び中瀬古川敷地内
神岡中央公園（テニスコート）	大仙市神宮寺字大坪街道下及び中瀬古川敷地内
大仙市神岡テニスコート	大仙市神宮寺字大坪街道下21番地
大仙市神岡体育館	大仙市神宮寺字大坪街道下22番地
中川原運動公園	大仙市神宮寺字屋敷南37番19ほか
大仙市當中川原グラウンド	大仙市神宮寺字吉貝人着137番地
大仙市當神岡野球場	大仙市北楯岡字向堀野2番地1
大仙市神岡農村広場（野球場隣接広場）	大仙市北楯岡字向堀野2の1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人大仙スポーツクラブ
大仙市神宮寺字本郷野3番地12

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年）

○ 議案第158号 大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定について

※ 大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市西仙北緑地運動広場野球場	大仙市強首字上野台23番地22
西仙北緑地運動広場グラウンド・ゴルフ場	大仙市九升田字三口ヶ沢8番14
大仙市西仙北スポーツセンター	大仙市刈和野字小野17番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社オーエンス
東京都中央区銀座四丁目12番15号

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年）

○ 議案第159号 大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定について

※ 大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市営八乙女球場	大仙市長野字八乙女100番地4
大仙市八乙女運動公園テニスコート	大仙市長野字八乙女100番地4

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

むつみ造園土木株式会社
秋田市山王五丁目13番3号

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年）

○ 議案第160号 令和4年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について

※ 令和4年度大仙市スキー場事業特別会計に一般会計から繰り入れる事業資金の上限額を56,893千円以内から58,209千円以内（1,316千円増）に変更することについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第161号 秋田県及び大仙市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について

※ 秋田県と県内各市町村においては、人口減少社会における使用料収入の減少などの諸課題を解決するため、生活排水処理事業を将来にわたって維持する仕組みづくりとしての官民共同出資会社（広域補完組織）の設立に向けた検討が進められております。本案は、この組織の設立に向けた基本方針や役割分担を定める連携協約を締結するために秋田県と協議を行うことについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 目的（第1条関係）

2 連携する事務の範囲（第2条関係）

- ① 経営戦略やストックマネジメント計画等の策定に関する事務
- ② 設計積算、工事監督等に関する事務
- ③ 技術研鑽のための研修等に関する事務

3 基本方針（第3条関係）

4 役割分担（第4条、別表関係）

5 経費の負担（第5条関係）

6 協議（第6条関係）

7 連携協約の変更及び廃止（第7条関係）

8 疑義の決定等（第8条関係）

9 締結の日

【歳 出】

(単位：千円)

所属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
教育委員会事務局	19. 校舎等維持補修及び施設整備費（小・中学校費）	16,878				16,878	経年劣化による設備機器の更新等に伴う修繕費の補正
	20. 学校教育施設感染症対策事業費（コロナ及び物価高騰対策）（小・中学校費）	5,930	2,965			2,965	学校施設における感染症対策備品購入に伴う事業費の補正
	21. 各種大会派遣費補助金（小学校費）	2,257				2,257	部活動における全県・東北及び全国大会に係る派遣費補助金の補正
	22. 生涯学習指定管理施設支援事業費（コロナ及び物価高騰対策）	2,000				2,000	ペアーレ大仙等における新型コロナウイルスの影響による収入減少に係る補助金の補正
合 計		614,452	42,789	51,800		519,863	

継続費（設定）		総額	年度	
			令和4年度	令和5年度
	観光拠点施設整備事業費	66,409	令和4年度	26,564
			令和5年度	39,845
	テニスコート管理費	72,996	令和4年度	29,199
			令和5年度	43,797

債務負担行為（追加）	人事給与・庶務事務システム更新経費	○期 間 ○限度額	令和4年度～令和10年度 233,310千円
	道路維持管理費（債務負担行為分）	○期 間 ○限度額	令和4年度～令和5年度 25,000千円
	交通安全施設整備費（債務負担行為分）	○期 間 ○限度額	令和4年度～令和5年度 15,000千円
	大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」指定管理料	○期 間 ○限度額	令和5年度～令和7年度 32,859千円
	大仙市八乙女交流センター指定管理料	○期 間 ○限度額	令和5年度 22,804千円
	大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設指定管理料	○期 間 ○限度額	令和5年度～令和7年度 4,482千円
	神岡中央公園内多目的施設、神岡中央公園テニスコート、大仙市神岡テニスコート、大仙市神岡体育館、中川原運動公園、大仙市営中川原グラウンド、大仙市営神岡野球場、大仙市神岡農村広場指定管理料	○期 間 ○限度額	令和5年度～令和9年度 84,700千円
	大仙市西仙北緑地運動広場野球場、西仙北緑地運動広場グラウンド・ゴルフ場及び大仙市西仙北スポーツセンター指定管理料	○期 間 ○限度額	令和5年度～令和9年度 57,055千円
大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコート指定管理料	○期 間 ○限度額	令和5年度 4,067千円	

○ 議案第163号 令和4年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）

※市内3スキー場における緊急的事案に備えた修繕費の補正

補 正 額	1,316 千円
補正後の予算総額	61,161 千円